

委託業務概要

I 総則

1 件名

千代田区地域防災計画修正等支援及び降灰対策に係る調査業務

2 業務の目的及び内容

千代田区（以下「区」という。）は、災害対策基本法第42条に基づき、国や都の計画を踏まえた、防災に関する総合的かつ基本的な計画である「千代田区地域防災計画」（以下「区計画」という。）を定め、防災対策を推進している。

昨年、内閣府による「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」の公表や東京都地域防災計画火山編の修正が行われるなど、大規模噴火時の首都圏における降灰対策について、検討の必要性が高まっており、区においても具体的な対策の検討が急務である。また別の課題として、現在の区計画は震災対策編に比重を置いて策定されており、そのほかの編は震災対策編の内容に準じている部分が多く存在するため、災害の種別に沿った、個別具体的な対策の検討が必要である。加えて、ページ量や文字数が多いことから区民等に読まれにくいものとなっている点も課題である。

これらのことと踏まえ、本業務では火山対策編に重点を置きつつ、最も中心的な内容である震災対策編の文言修正等を行うとともに、別途、区計画を簡潔にまとめた概要版の作成を行う。

3 履行期間

- (1) 地域防災計画修正等支援業務：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (2) 降灰対策に係る調査業務：契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

4 準拠する法令等

本業務の実施については、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令や計画を十分理解し、準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 千代田区地域防災計画
- (3) 千代田区災害対策事業計画
- (4) 防災基本計画（中央防災会議）
- (5) 首都圏における広域降灰対策ガイドライン（内閣府）
- (6) 大規模噴火時の広域降灰対策について—首都圏における降灰の影響と対策—～富士山噴火をモデルケースに～（中央防災会議）
- (7) 東京都地域防災計画（東京都防災会議）

- (8) 大規模噴火降灰対応指針（東京都）
- (9) 広域に降り積もる火山灰対策に資する火山灰予測情報のあり方（気象庁）

5 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に区に報告するものとする。

6 支払

区は、本業務の検査合格後、受託者から適正なる請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

7 その他

- (1) 受託者は区担当職員と連絡を密にとり、作業の進捗に支障がないようにすること。
- (2) 受託者及び受託業務に従事する者は、業務の履行により直接または間接に知り得た情報等を第三者に漏らすこと及び本業務の目的以外に使用することをしてはならない。なお、本業務完了後も同様とする。
- (3) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び区から提供を受けた資料等については、取扱いに十分注意をし、本業務目的以外の使用、公表、譲渡及び貸与をしてはならない。また、区から貸与を受けた資料等については、責任をもって保管し業務完了後ただちに返還すること。
- (4) 調査資料及び成果品（電子データを含む）の著作権は、全て区に属するものとし、本区の承認を得ないで公表、貸与、使用してはならない。また、受託者は、著作者人格権に基づいた権利を行使してはならない。
- (5) 本書に定めのない事項や詳細等については、最適な手段・方法・品質等を提案し、区と協議の上、区の指示に従い決定すること。

8 担当者

千代田区 政策経営部 災害対策・危機管理課

防災調整係 平尾・水野・高橋・廣津

TEL : 03-5211-4187

FAX : 03-3264-1673

Mail : saigaitaisaku@city.chiyoda.lg.jp

II 業務委託内容

1 千代田区地域防災計画修正等支援

(1) 実施準備

契約締結後速やかに、実施体制、手法及び日程等を記載した実施計画を作成し、区内提出すること。

(2) 業務内容

ア 区計画修正案等の作成（震災対策編及び火山対策編）

区計画の修正にあたり、以下(ア)～(オ)のとおり修正段階に応じた成果品を作成する。なお、各成果品の納期予定については検討状況等によって前後する場合がある。

(ア) 火山対策編の修正方針検討・提案【納期予定：令和8年4月末】

国や都が公表している計画等をはじめとする基礎資料の内容を分析するとともに、現行の区計画等に基づき区内における災害対策の現状及び課題について整理し、それらを踏まえた区計画修正方針の検討及び提案を行う。なお、震災対策編の修正方針や修正内容に関する検討は、区が行う。

(イ) 区計画（修正素案）の作成【納期予定：令和8年8月末】

次のaからeにより、事務局案として府内や関係機関と調整を行うための区計画（修正素案）を作成する。なお、区計画を作成する際は、赤字入り原稿の作成や、修正箇所と修正根拠、修正内容等を一覧表形式で整理した資料の作成など、メンテナンス・更新・所要の整備の容易な資料作成に留意すること。また、火山対策編については「2 降灰対策に係る調査」で実施した調査の結果を反映させること。

a 区計画（令和6年修正）の分析

b 国や都が公表している計画等の分析と整合性の確認

c 関係法令等の改正の反映

d 区計画に掲載するデータや資料等を最新のものに反映

e そのほか区の指示する修正内容や資料、法令等の反映

(ウ) 区計画（修正原案）の作成【納期予定：令和8年11月末】

(イ)で作成した区計画（修正素案）に、府内及び関係機関からの修正意見や最新の区勢状況等を反映し、パブリックコメントにおいて公表するための区計画（修正原案）を作成する。

(エ) 区計画（修正最終案）の作成【納期予定：令和9年1月末】

(ウ)で作成した区計画（修正原案）に区民意見等を反映し、千代田区防災会議における計画決定の審議を行うための区計画（修正最終案）を作成する。

(オ) 区計画（令和9年修正）の作成【納期予定：令和9年2月末】

(エ)で作成した区計画（修正最終案）に、千代田区防災会議における審議内容等を反映し、区民等に公表する確定版としての区計画（令和9年修正）を作成する。

イ 会議資料の作成

区計画の修正過程において諮問・協議するため開催する予定である以下の会議体のうち、令和8年5月に開催予定の千代田区防災会議幹事会（1回目）に向けた説明資料の作成を行うこと。なお、資料内容の詳細については、区と協議しながら作成すること。

『開催が想定される会議体と予定回数』

| 会議名 | 開催時期（予定） | 対象・参加者等 | 予定回数 |
|----------------|----------------|-----------------------|------|
| 千代田区防災会議 | 令和9年2月 | 外部関係機関（代表者級） | 1回程度 |
| 千代田区防災会議幹事会 | 令和8年5月・11月 | 外部関係機関（代表者補佐級） | 2回程度 |
| 首脳会議等の 庁内会議 | 令和8年6月・11月・12月 | 区長、副区長、教育長 及び庁内部長級 | 3回程度 |

ウ 区計画概要版の作成

区計画に記載されている区や関係機関の主な防災施策について、区民等により効果的に周知するため、概要版を作成する。記載内容は、区計画の総則、震災対策編、風水害対策編、火山対策編、大規模事故編を含めたものとし、50ページ以内を目安として、図やイラスト等を用いた分かりやすい内容で作成を行うこと。また、A4版横書きとし、カラーで作成を行うこと。

（ア）区計画概要版（原案）の作成【納期予定：令和8年11月末】

区計画修正素案の内容に基づいて作成する。なお、詳細については都度区と協議の上決定すること。

（イ）区計画概要版（令和9年作成）の作成【納期予定：令和9年2月末】

（ア）で作成した区計画概要版（原案）に、庁内からの修正意見および区計画での修正内容等を反映し、区民等に公表する確定版としての区（令和9年作成）を作成する。

2 降灰対策に係る調査

（1）調査項目

大規模噴火時の降灰対策における具体的な施策を検討するにあたって、以下3つの項目について調査を実施する。

ア 区内における降灰量等の算出

施策を検討するための基礎資料として、区内における降灰量等のデータを算出する。具体的には、首都圏における広域降灰対策ガイドライン等で示されている想定降灰厚に基づき、「区域全体における降灰量」「区による除灰が必要な火山灰の量」「区の仮置場で保管することとなる火山灰の量」などを算出する。

イ 道路の除灰方法の検討

災害時の応急対策上重要となる道路について、対象路線の抽出や除灰量の算出などを

含めた除灰方法の検討を行う。

ウ 仮置場候補地の調査

地域防災計画上で仮置場予定地として位置付けている区立外濠公園について、仮置きする際のレイアウト等も検討の上、仮置き可能な火山灰の量を算出する。また、区内のほかの公園で、内閣府ガイドライン等で示されている仮置場候補地選定にあたっての基準等を満たすものを抽出し、名称、所在地、仮置き可能なスペースの面積及び搬入経路などの情報を記載したリスト化を行う。

(2) 実施準備【納期予定：令和8年4月末】

契約締結後速やかに、実施体制、手法及び日程等を記載した実施計画を作成し、区に提出すること。

(3) 調査の実施【納期予定：令和8年7月末】

実施計画に基づき調査を実施する。なお、調査に際し、施設への立ち入り等の手続きが必要な場合は、原則受託者が行うこととするが、必要に応じて区と十分に協議を行いながら実施すること。

(4) 調査報告書の作成【納期予定：令和8年9月末】

調査内容、調査方法、結果等の上記（1）～（3）の内容を取りまとめた調査報告書を作成する。

3 区計画の課題及び本業務のイメージ

別添参考資料のとおり。

III 成果品

本業務における成果品は下表のとおりとする。電子データで納品を行うものについては、納品後に区が編集及び印刷が可能な状態でデータを作成すること。

| 成果物 | 作成方法等 | 納期予定 | 数量 |
|-------------------------|--|---------------|----|
| 千代田区地域防災計画修正支援 | | | |
| ① 実施計画 | 区と協議の上作成すること。 | 令和8年 4月下旬 | / |
| ② 区計画修正方針 | 区と協議の上作成すること。 | 4月下旬 | / |
| ③ 区計画（修正素案） | A4版横書きで、Word や Excel での作成を基本とする。なお、対象は「総則・震災対策編・風水害対策編・火山対策編・大規模事故編・資料編」とする。また、各時点での修正概要と新旧対照表を作成する。 | 令和8年 8月下旬 | / |
| ④ 区計画（修正原案） | A4版横書きで、Word や Excel での作成を基本とする。なお、対象は「総則・震災対策編・風水害対策編・火山対策編・大規模事故編・資料編」とする。また、各時点での修正概要と新旧対照表を作成する。 | 令和8年 11月下旬 | / |
| ⑤ 区計画（修正最終案） | A4版横書きで、Word や Excel での作成を基本とする。なお、対象は「総則・震災対策編・風水害対策編・火山対策編・大規模事故編・資料編」とする。また、各時点での修正概要と新旧対照表を作成する。 | 令和9年 1月下旬 | / |
| ⑥ 区計画（令和9年修正） | A4版横書きで、Word や Excel での作成を基本とする。なお、対象は「総則・震災対策編・風水害対策編・火山対策編・大規模事故編・資料編」とする。また、各時点での修正概要と新旧対照表を作成する。 | 令和9年 2月下旬 | / |
| ⑦ 区計画概要版（原案） | A4版横書き・カラーで、Word や PowerPoint での作成を基本とする。また、50ページ以内を目安とする。 | 令和8年 11月下旬 | / |
| ⑧ 区計画概要版 | A4版横書き・カラーで、Word や PowerPoint での作成を基本とする。また、50ページ以内を目安とする。 | 令和9年 2月下旬 | / |
| ⑨ 会議資料 | Word や PowerPoint での作成を基本とする。 | 令和8年 5月上旬 | / |
| ⑩ 上記①～⑨の電子データを格納した記録媒体 | CD-R 等に電子データを格納して提出すること。 | 令和9年 3月下旬 | 1枚 |
| 降灰対策に係る調査 | | | |
| ⑪ 実施計画 | Word や Excel での作成を基本とする。 | 令和8年 4月下旬 | / |
| ⑫ 調査報告書 | A4版横書きでの作成を基本とする。必要に応じて図面や写真等も含めて作成すること。 | 令和8年 9月下旬 | 3部 |
| ⑬ 上記⑪及び⑫の電子データを格納した記録媒体 | CD-R 等に電子データを格納して提出すること。 | 令和8年 9月下旬 | 1枚 |